

平成22年4月7日

法制審議会民法（債権関係）部会  
部会長 鎌田 薫 殿

一般社団法人 流動化・証券化協議会  
民法改正ワーキング・グループ  
座長 片岡義広

債権法改正に係る意見書【概要版】  
(中間論点整理)

凡例

- 1 以下、原則として、法制審議会民法（債権関係）部会資料（以下「部会資料」という。）
- 2 「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」の検討事項に沿って検討を行う。同部会資料が引用されている箇所における冒頭の「15」等の番号は、同部会資料の検討事項の番号である。
- 2 【】の記載は、民法（債権法）改正検討委員会（委員長鎌田薫。以下「検討委員会」という。）の「債権法改正の基本方針」（以下「基本方針」という。）の改正に係る「提案」の番号である。

第2 将来債権譲渡

(基本方針【3.1.4.02】)

テーマ	意見	頁
1 将来債権譲渡の効力	<p>将来債権譲渡の効力について民法に規定を設ける場合には、将来債権譲渡の効力に関する事項のうち倒産法の領域に委ねるべき事項を明確にし、当該事項は倒産法の領域に委ねることを明確にすべきである。</p> <p>具体的には、将来債権の譲渡人が倒産した場合において、管財人等（管財人及び民事再生手続の場合の再生債務者をいう。以下同じ。）の下で新たに締結された取引から発生する債権について、譲渡人で行われた将来債権譲渡の効力が及ぶかという問題についての規律を民法において規定する趣旨ではないことを明確にすべきである。</p> <p>実質的に見ても、管財人等が基本方針【3.1.4.02】&lt;2&gt;の提案要旨に定義する「第三者」に該当するか、あるいは、譲渡人の契約上の地位を承継した者に当たるか否かという論点の結論が、管財人等の下で新たに締結された取引から発生する債権などについて、譲渡</p>	3p

		人の下で行われた将来債権譲渡の効力が及ぶか否かという論点の結論を形式的に導きだすようなアプローチは適切でないを考える。	
2	将来債権の譲渡人・管財人等の原因関係維持義務	将来債権譲渡を行った譲渡人について、譲渡対象債権の発生原因となる法律関係（原因関係）を維持することが将来債権自体の維持と一体のものと評価できる範囲において、原因関係を維持する義務（譲渡し対抗要件まで備えた「譲受人の」将来債権について、正当な理由なくして、それを毀滅するのと同視できるような行為をとらない義務）が認められることについて、民法に規定することを検討すべきである。	5p
3	債権（将来債権を含む）の譲渡後に譲渡対象債権に譲渡禁止特約が付された場合の規律	債権（将来債権を含む）の譲渡がなされ、当該債権譲渡について債務者による承諾がなされた後においては、当該債権の発生原因たる契約に譲渡禁止特約が付された場合であっても、債務者は譲渡禁止特約を当該債権の譲受人に対抗できないことを民法に規定すべきである。	6p

### 第3 債権の譲渡禁止特約

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」 <b>15 債権の譲渡禁止特約（民法第466条第2項）</b>	譲渡禁止特約付債権の流動化を可能にするために、譲渡禁止特約に反する譲渡を当事者間のみならず（債務者に対する権利行使要件を具備すれば）原則として債務者にも対抗できることとしつつ、譲渡禁止特約により確保しようとした債務者側の利益にも一定の配慮を行うこと（具体的には、債務者の相殺の利益を確保するために、譲受人が債務者の譲渡人に対する相殺等の抗弁（債務者に対する権利行使要件具備後に発生する抗弁を含む）の対抗を受けるようにすること、譲渡に伴う事務の煩雑化の回避のために、銀行に対する預金債権など少額多数のものが存在し、大量かつ迅速な払出事務処理が求められるものに対しては、特則として譲渡禁止特約付債権の譲渡は現行法どおりに無効とする旨の例外的な規律を設けること等）により、バランスのとれた解決を図るべきである。	7p
--	--	----

### 第4 債権譲渡等の対抗要件

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」

#### 16 債権譲渡の対抗要件（民法第467条）

1	金銭債権譲渡	金銭債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するかどうか	9p
---	--------	-----------------------------	----

	の登記一元化	を検討するにあたっては、現行の債権譲渡登記制度に存在する問題点や、当該一元化により損なわれる利便性について、十分に配慮された制度・システムを構築することが可能かどうかという観点から十分かつ慎重な検討がなされるべきである。	
2	差押えの取扱い	(上記のとおり現行の債権譲渡登記制度の問題点の克服や、通知・承諾制度から得られる利便性の維持が前提であるが、仮に)金銭債権譲渡の第三者対抗要件につき登記一元化を行う場合、金銭債権の差押えについては、裁判所の嘱託登記が行われることとすべきである。	11p
3	債権譲渡登記に関する開示範囲の問題	譲渡人が申請した場合に限るなど、一定の制限をかけた上で、当該譲渡人が行った債権譲渡で債権譲渡登記ファイルに現存しているものすべてを証明する内容の証明書を交付する制度の導入が検討されるべきであるほか、現行の債権譲渡登記制度について、今回の改正を機に改善を図るべきである。	11p
4	非金銭債権の譲渡と第三者対抗要件	債務者の承諾に確定日付を付することにより、ある契約に基づく金銭債権及び非金銭債権双方を含む全ての債権の譲渡についての対抗要件を具備できる現状の制度の利便性が損なわれることがないように、非金銭債権の譲渡に係る対抗要件のあるべき姿を検討するに際しては、十分かつ慎重な検討がなされるべきである。	12p
5	契約上の地位の移転と債権譲渡の第三者対抗要件	債務者の承諾に確定日付を付することにより、ある契約に基づくすべての債権(金銭債権と非金銭債権を含む。)の譲渡についての対抗要件等のほか、契約上の地位の移転についての承諾も、一つの書面で一括して得ることができる現状の制度の利便性が損なわれることがないように、債権譲渡に係る対抗要件のあるべき姿を検討するに際しては、十分かつ慎重な検討がなされるべきである。	14p

## 第5 債務者の抗弁

(基本方針【3.1.4.08】等)

1	包括的な抗弁放棄	今回の債権法改正により、現民法第468条を改正し、債権譲渡の際の債務者の抗弁の放棄(切断)に、債務者による積極的な放棄の意思表示を必要とする場合、債権を特定したうえで当該債権に関する全部の抗弁を放棄する旨の債務者の意思表示が可能であることを明確にすべきである。	14p
---	----------	--	-----

2	振替社債等と抗弁の切断	社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項に定義する社債等（以下「振替社債等」という。）のうち、金銭債権としての性質を有するものについて、所持人が債務者を害することを知って振替社債等を取得した場合を除き、①振替社債等に記載又は記録した事項及び②振替社債等の性質から当然に生じる結果を除き、振替社債等の所持人に対して人的抗弁を対抗できないとする規定を設けるべきである。	15p
---	-------------	---	-----

## 第6 契約上の地位の移転

### (基本方針【3.1.4.14】)

1	契約上の地位の移転に係る事前承諾	契約の相手方が契約上の地位の移転について事後に承諾した場合のみならず、契約の相手方が契約上の地位の移転について事前に承諾していた場合で契約当事者の一方が第三者と契約上の地位を譲渡する旨の合意をしたときも、原則として契約上の地位の移転の効力が生じることを明確にすべきである。	16p
2	契約の性質上相手方の承諾を要しない場合の明確化	<p>契約上の地位の移転に契約相手方の承諾を要しない場合について、下記①及び②のような具体例を民法に例示することにより、明確にすべきである。</p> <p>① 流動化・証券化案件におけるプロジェクト契約等、ローン債権者の地位とともに移転することが予定されている契約が存在するが、このように複数の契約が一つのスキームとして一体の契約関係をなしており、特定の債権者の地位とともに当該複数の契約に関する同当事者の地位の一切が移転することが合意されている場合であって、かかる債権が譲渡されたとき</p> <p>② 地位移転の対象となる契約において契約上の地位の移転の要件として、契約相手方の承諾ではなく別の手続による旨が明記されている場合であって、当該契約上の地位の移転について第三者との間で合意がなされたとき</p>	17p

## 第7 保証

### 部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」

#### 14 保証人保護の拡充

1	根保証債権の随伴性と確定	根保証の随伴性が認められるかどうかについて、明文の規定を設けるべきである。	18p
---	--------------	---------------------------------------	-----

		根保証について、法定の元本確定事由として、根抵当権と同様、債権者の元本確定請求を明文で規定するべきである。	
2	保証債権の随伴性	保証社債・保証付電子記録債権について、債務者と保証人の間に保証引受契約が存在する場合、同契約の存在を債権者に表示した時点で、保証に係る債権者の権利が発生することを明確にすべきである。 主債権の善意取得時に、保証引受契約に基づく保証の撤回・変更ができないことを明確にすべきである。	18p
3	保証引受契約に基づく抗弁	保証引受契約（但し、保証社債のように転々と流通することが予定されている債権に係るものに限る。）によって債務を負担した保証人が、債務者との間の契約に基づき債務者に対して主張しうる抗弁をもって、全面的に債権者に対抗することができるとするのは適当ではなく、債権者に対抗することができる場合をなるべく限定的にすべきである。	19p

## 第8 不実表示

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」 <b>04 意思表示に関する規定の拡充</b>	<p>現行消費者契約法第4条の規定内容を超えて、不実表示にかかる規律を一般法化すべきではなく、民法の中で規定するとしても、適用対象を消費者契約に限定する等、現行消費者契約法第4条と同一の内容とすべき（一般法化ではなく統合にとどめるべき）である。</p> <p>不実表示の規律について、仮に、事業者が表意者である場合にも適用することとする場合でも、少なくとも事業者が表意者である限りにおいては任意法規であることを明確にすべきである。</p> <p>また、いわゆる黙示（不作為）の不実表示については、告知された利益事実と表裏一体をなす不利益事実を告げなかった場合で、かつ、故意に当該不利益事実を告げなかった場合に限定されるべきである。</p>	20p
--	---	-----

## 第9 相殺

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」

### 21 相殺と差押え（民法第511条）

1	相殺予約の効力	相殺予約の効力を制限しない旨の規律を設けるか、そうでなければ、相殺予約の効力を制限する規律を民法に設けることは避けるべきである。	22p
---	---------	--	-----

2	相殺権の濫用	相殺権の濫用に関する規律を、民法に設けることについては、慎重に考えるべきである。	22p
---	--------	--	-----

## 第10 約款

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」

### 23 約款

1	約款の定義	<p>約款に関する規律を定立するにあたっては、いかなる場合のいかなる条項が約款に関する規律に服するのかについての社会的コンセンサスが得られ、現在の実務慣行に不当な影響を及ぼさないものであることが必要条件であると考ええる。</p> <p>仮に、約款に関する規制を民法に規定する場合でも、少なくとも、個別の交渉を経て採用された条項や、約款使用者（条項使用者）が、相当な情報提供義務及び説明義務を履行したうえで約款を提示し、それを前提に約款使用者の相手方が契約関係に入る場合には、特別な規制を及ぼすべきではないと考える。</p>	23p
2	約款の組入れ要件・不当条項規制	<p>仮に、約款に関する規制を民法に規定する場合、約款使用者が契約締結時までに相手方に約款を提示し又は相手方が知りうる状態においた上で、両当事者が約款を用いることに合意した場合には、同約款は契約の内容を構成するものとすべきである。</p> <p>また、約款の中に約款使用者に契約内容を一方的に変更する権限を与える条項がある場合、かかる条項を一律に無効な不当条項とみなし又は推定すべきではない。</p>	24p

## 第11 目的物の所有権の移転と賃貸借契約

基本方針【3.2.4.06】 〈5〉	賃貸借の目的物たる不動産の所有権の移転に伴い、賃貸人たる地位及び敷金返還債務が新所有者に移転した後は、旧所有者は敷金返還債務を負わない旨を明文化するべきである。	25p
-----------------------	--	-----

## 第12 詐害行為取消権

部会資料2「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」 12 詐害行為取消権の行使要件（否認権との整合性）	現行民法第424条を前提として詐害信託に関する特則を定める信託法第11条についても、倒産法上の否認権の要件との整合性に十分留意しつつ、規定を明確化する方向で検討すべきである。	26p
--	---	-----

